

個人事業税のあらまし

- 個人事業税は、製造業、飲食店業、請負業、医業、理美容業など、事業を営む個人の方に対して課税される県の税金です。
(※所得税や住民税とは別の税金です。)
- 税金は道路、公園など公共施設の整備や商工業の振興、医療・福祉サービスの充実のための経費となり、事業を行う場合には、これらの施設・サービス等を利用されることから、その維持・整備に必要な経費の一部を負担していただくものです。

① 納める人

県内に事務所又は事業所を設けている方で、次の事業を営む個人の方が対象となります。

区分	税率	事業の種類						
第一種事業(※3)	5%	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業	保険業		
		船舶定係場業	飲食店業	商品取引業	金銭貸付業	倉庫業		
		周旋業	不動産売買業	物品貸付業	駐車場業(※1)	代理業		
		広告業	不動産貸付業(※1)	請負業	仲立業	興信所業		
		製造業	印刷業	問屋業	案内業	電気供給業		
		出版業	両替業	冠婚葬祭業	土石採取業	写真業		
		公衆浴場業	電気通信事業	席貸業	演劇興行業	運送業		
		旅館業	遊技場業					
		第二種事業(※2)	4%	畜産業	水産業	薪炭製造業		
		第三種事業	5%	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業	歯科医業
弁理士業	不動産鑑定業			歯科衛生士業	薬剤師業	税理士業		
デザイン業	歯科技工士業			獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業		
測量士業	弁護士業			計理士業	理容業	土地家屋調査士業		
司法書士業	社会保険労務士業			美容業	海事代理士業	行政書士業		
コンサルタント業	クリーニング業			印刷製版業				
3%	あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業（両眼の視力が0.06以下の視力障害がある者が行うものを除く。）			装飾師業				

※1 不動産貸付業と駐車場業の認定基準は裏面のとおりで。

※2 第二種事業は、主として家族などの自家労力を用いている（本人または同居親族の年間労働日数が全体の2分の1を超える）場合には、課税されません。

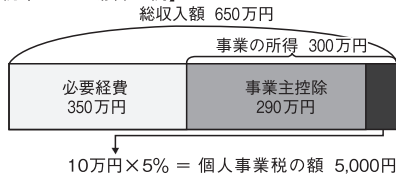
※3 民間関係事業（住宅宿泊事業・住宅宿泊管理事業・住宅宿泊仲介業）は第一種事業となります。

② 納める額

- 前年の事業の所得（総収入額から必要経費を控除した金額）から、事業主控除などを差し引いた額に税率を乗じて得た額を納めていただきます。

$$[\text{前年の事業の所得} - \text{各種控除} - \text{事業主控除}] \times \text{税率} = \text{税額}$$

【税率5%の場合の例】



○各種控除

- ・損失の繰越控除(青色申告者のみ)
- ・被災事業用資産の損失の繰越控除
- ・事業用資産の譲渡損失の控除
- ・事業用資産の譲渡損失の繰越控除(青色申告者のみ)

○事業主控除(年間290万円の控除)

※ 所得税の申告で控除されている青色申告特別控除額(最高65万円)は、個人事業税の計算では控除できません。

③ 事業主控除

- 年間290万円の控除があります。

※ 年の途中で開業や廃業した場合は、月割りした額が控除額となります。

例：6月に開業した場合（事業を行った月数：7ヶ月）
290万円 × 7 / 12 = 1,692,000円

④ 申告と納税

- 申告期限は3月15日です。

※ 所得税の確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出された方は、個人事業税の申告は不要です。

＜お願い＞所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の記入をお願いします。

※ 年の途中で事業を廃止された場合は、廃止の日から1月以内に申告することが必要です。個人事業税の申告をさなかった場合は、個人事業税の各種控除を受けることができない場合があります。

- 県民センターから送付される納税通知書により、納期限までに納めてください。

※ 通常は、税金の納付が2期に分かれ、それぞれ8月末と11月末が納期限となりますが、税額が1万円以下の場合には全額、8月末が納期限となります。

※ 令和2年分所得に係る個人事業税については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、9月以降に納税通知書を送付させていただく場合があります。

- 減免制度（申請による減免制度）

● 4月1日現在において事業者が身体障がい者で、かつ、雇用従業者の稼働日数が事業に従事する者の稼働日数の2分の1を超えない場合（減免額=900円~1,500円）

● 災害により自己の所有に係る資産（事業用資産、住宅又は家財）に損害を受けた場合（減免額=税額の12.5%~100%）

※減免申請には期限があります。該当する減免制度によって期限が異なりますので、各県民センターまでお問い合わせ下さい。

